

令和5年改正版

都立建築物の

ユニバーサルデザイン

導入ガイドライン

東京都 財務局

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>都立建築物へのユニバーサルデザイン導入にあたって</b>	1
	ガイドラインの目的	2
	ユニバーサルデザインの定義	4
	都立建築物へのユニバーサルデザイン導入の背景	5
	ユニバーサルデザイン導入のためのステップ	6
	Step 1 UDの基本の考え方の整理（UD導入計画書【基本計画】の作成）	6
	Step 2 現況の調査	10
	Step 3 UD導入計画書【基本設計】の作成	11
	Step 4 UDチェックリストを参考に実施設計	13
	Step 5 工事	15
	Step 6 UDの事後評価	16
	ユニバーサルデザインのスパイラルアップ	17
<b>第 2 章</b>	<b>ユニバーサルデザインチェックリスト</b>	18
	(様式 1)ユニバーサルデザイン導入計画書【基本計画】	20
	(様式 2)ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】	21
	(様式 3)ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】	22
	(様式 4)ユニバーサルデザイン導入整備書【工事】	23
	(様式 5)ユニバーサルデザイン導入事後評価書	24
	移動空間【建物外部】	25
	移動空間【建物内部】	33
	行為空間	39
	情報	51
	環境・安全	55

<b>第3章</b>	<b>参考資料</b>	57
床の滑り		58
案内用図記号		60
トイレ整備の考え方について		61
取組事例の紹介		64
(1) 大型の車椅子による移動への配慮		64
(2) - 1 外国人旅行者等への配慮		65
(2) - 2 ピクトグラムを活用した外国人旅行者等にもわかりやすいサイン		66
東京 2020 大会の施設整備におけるユニバーサルデザイン (Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインとアクセシビリティ・ワークショップ)		67
関係する法令や条例等		82
参考文献等一覧		83

## 第1章

### 都立建築物への

### ユニバーサルデザイン導入にあたって

## ガイドラインの目的

### 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの目的

都立建築物は、長寿命化の実現・コスト管理の徹底・安全性の確保・利用者の視点の重視・環境への配慮等を踏まえた整備を行っています。より利用者の視点を重視するためには、従来のように高齢者や障害者など、特定の人への配慮という概念で狭義的に捉えるのではなく、全ての人を利用者ととらえ、視野を広げることが必要です。このため、本ガイドラインは、ユニバーサルデザインの考え方を都立建築物に導入し、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解した上で、適切に反映することを目的としています。

### 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの適用範囲

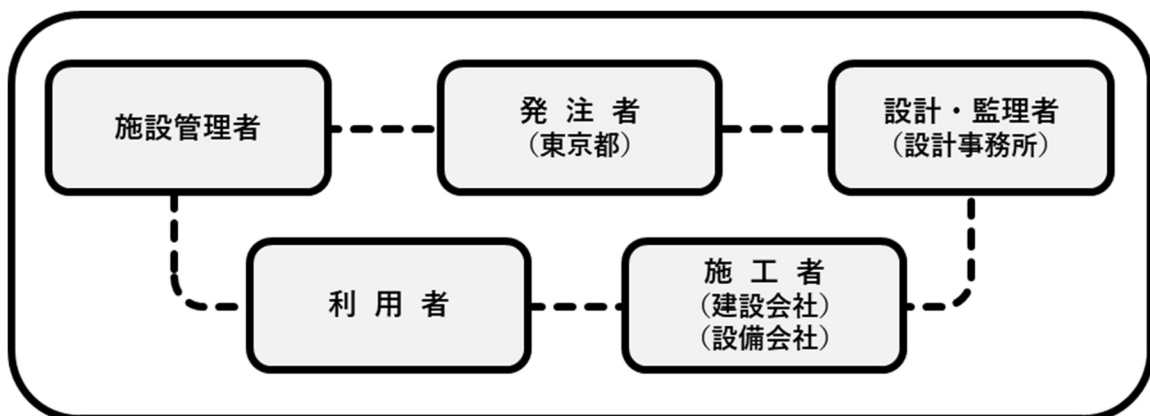
**対象施設：**全ての都立建築物の新築・改築・増築及び改修工事

**対象者：**年齢・性別・能力等を問わず全ての人（障害を持った方、高齢者、子ども、妊婦、乳幼児連れ、外国人等）を対象とする。

**対象行為及び対象部位：**

対象者が利用する動線上にある施設の各部分及びそこで行われる行為のほか、災害等の緊急時に避難する動線上の部分、行為についても考慮

### 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインに携わる人



## 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインの全体構成と使い方

このガイドラインは第1章ユニバーサルデザインの導入、第2章ユニバーサルデザインチェックリスト、第3章参考資料で構成されています。

第1章では、ユニバーサルデザインの用語の定義から始まり、都立建築物への導入の背景、目的を明確にしています。ユニバーサルデザインの考え方が伝わるように、基本の考え方から始まり、ステップごとの検討事項やポイントを示し、検討経過を重視したユニバーサルデザインの考え方が取り入れられるような構成といたしました。

第2章では、ユニバーサルデザインチェックリストで、建物の空間や部位ごとのユニバーサルデザインの検討項目・注意事項を示しています。チェックボックスの右側には、東京都福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例・バリアフリー法を掲載し、設置基準・寸法等を確認できる構成となっています。また、イメージ図には、ユニバーサルデザインの主な視点を盛り込んでいます。(チェックリストは法令・条例のすべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応を義務化される施設では福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等で確認をする必要があります。)

第3章では、参考資料として、案内用図記号の紹介や取組事例、法律・条例を掲載しています。

## **ユニバーサルデザインの定義**

### **ユニバーサルデザインとは**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

### **ユニバーサルデザイン 7 原則**

- ① だれにも公平に利用できること（公平性の原則）
- ② 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
- ④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
- ⑤ 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
- ⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

### **ユニバーサルデザインの歴史**

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学（米）のロナウド・メイス教授(1941-1998)が1980年代に提唱したもので、日本国内においても浸透し、ユニバーサルデザインの考え方が、建築物や交通機関、様々な商品などに導入されています。

### **ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い**

バリアフリーもユニバーサルデザインも、ともに、全ての人が平等に社会参加できるという同じゴールを目指すものです。

ユニバーサルデザインは「できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにするもの」という考えであり、一方、バリアフリーは、「バリア（障壁）の存在を前提として、その除去を行うこと」と言えます。

そのため、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考えと言えます。

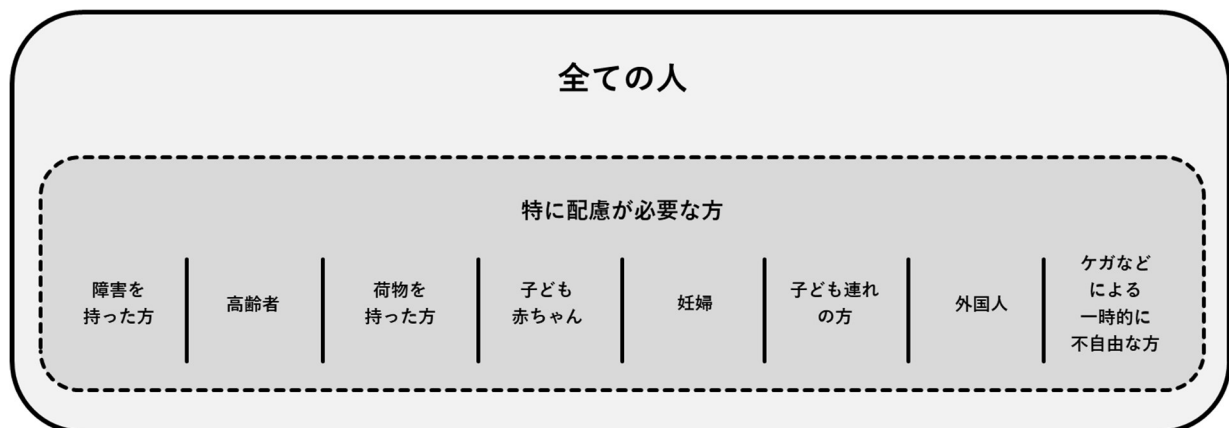
## 都立建築物へのユニバーサルデザイン導入の背景

これまでの都立建築物の整備にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルなどにより、バリアフリー化に努めてきました。バリアフリーへの取組は、段差を改修するなどの物理的な障壁を取り除くだけでなく、心理的、情動的な障壁も含めて取り除くことにより、円滑な移動空間の確保を促進する効果を期待していたものでした。しかし、バリアフリーは高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする人のための取組であると狭義に解釈されがちなこととも否定できませんでした。

これに対し、ユニバーサルデザインの考え方は、全ての人（障害を持った方、高齢者、子ども、妊婦、子ども連れの方、外国人等）に対して配慮した整備を行うことであり、バリアフリー化以上に、より利用者の視点を重視した質の高い都立建築物の整備を行うことができます。

東京都福祉のまちづくり推進協議会（第4期）は、平成15年8月26日に「21世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方についての最終報告で、ユニバーサルデザインの考え方を基本に福祉のまちづくりを進めることが重要であることを提言し、第5期の推進協議会（前期）で、公共施設はユニバーサルデザインの積極的な普及に取り組むべきと提言しました。

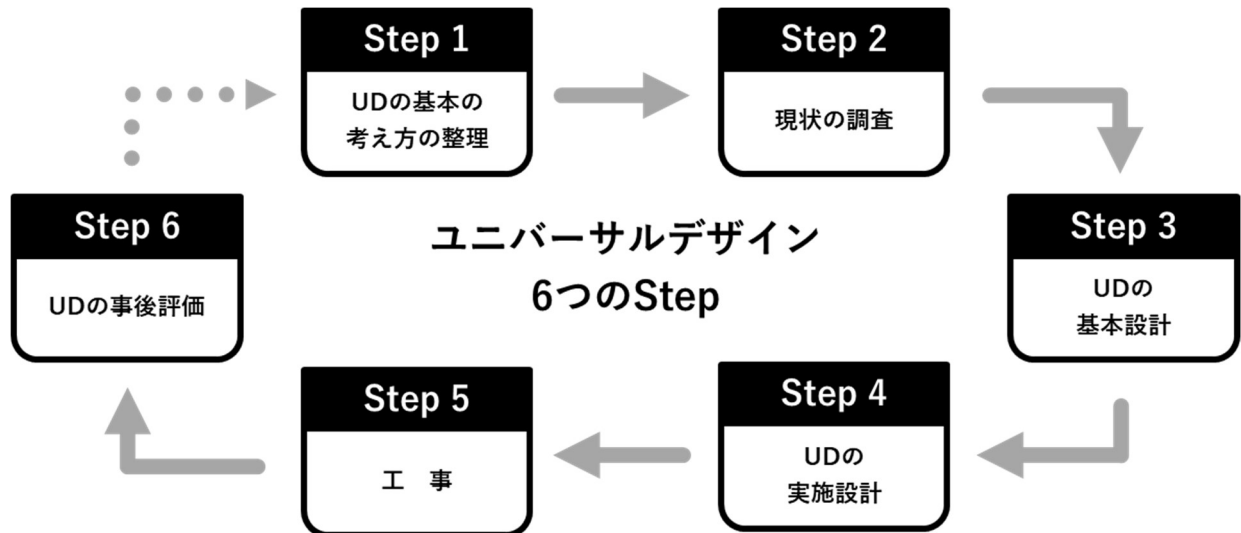
都立建築物へのユニバーサルデザインの考え方の導入に向け、福祉保健局他4局と国土交通省ならびに学識経験者から構成される「都有施設ユニバーサルデザインガイドライン策定準備委員会」を設立、検討を開始し、平成17年4月に「ユニバーサルデザインの考え方を導入した都有施設整備の基本方針」を策定しました。さらに具体的な導入方法を検討するため、平成17年12月に「都有施設ユニバーサルデザインガイドライン策定委員会」を設置し、今回分かりやすく具体的な事例や手順を示した「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」を作成しました。





## ユニバーサルデザイン導入のためのステップ

ユニバーサルデザイン（以下UDとする。）の考え方を都立建築物へ導入するには、以下のステップ（Step 1～Step 6）を踏みながら、ユニバーサルデザインチェックリスト（第2章）の項目を検討・反映していきます。



### Step 1 UDの基本の考え方の整理（UD導入計画書【基本計画】の作成）

Step 1 では、UDの基本の考え方を学ぶとともに、当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。

まず、発注者は下記に示す全ての人のうち特に配慮が必要な施設の利用者の行動特性を考え、次ページに示す項目ごとに、UD導入の視点や第2章のユニバーサルデザインチェックリストの内容を把握します。

施設の内容に応じた、利用者の行動特性をより把握するためには、利用者の意見を聞くことが有効です。また、場合によっては、UDのための検討委員会を設け、その施設に応じた検討を行います。

全ての人のうち  
特に配慮が必要な施設利用者

- 障害を持った方（肢体・視覚・聴覚・言語・内部機能・知的・精神等）
- 高齢者
- 荷物を持った方
- ケガなどによる一時的に不自由な方
- 外国人
- 妊婦
- 子ども連れの方
- 子ども、赤ちゃん

## ① 各項目のUD導入の視点

**移動空間【建物外部】**（敷地出入口・敷地内通路・階段・スロープ・駐輪場・駐車場・車路等）

- だれもが同一経路を通れる計画
- 歩行者の安全性及び利便性の確保
- 分かりやすい経路や誘導
- 円滑な水平移動の確保

だれもが  
同一経路を

**移動空間【建物内部】**（建物出入口・受付・廊下・E V・エスカレーター・各室出入口等）

- 分かりやすい空間構成
- 分かりやすい誘導
- 円滑な水平移動の確保
- 円滑な垂直移動手段の確保

わかりやすい  
空間構成を

**行為空間**（待合・窓口・執務室・会議室・トイレ・水飲み場・子育て支援環境・湯沸室・  
職員休養スペース・食堂・浴室・シャワー室・スイッチ・コンセント等）

- 施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮
- 機能分散されたトイレ計画
- だれもが使用可能な寸法、形状等
- 操作のしやすさ、分かりやすさ

きめ細かな  
配慮を

**情報**（視覚・音声・触知・ピクト等）

- 多角的方法による情報提供
- 単純明快で分かりやすい情報を提供

**環境**（光・音・熱・空気質等）

- 身体感覚に配慮した快適な環境を提供
- 心理的影響に配慮した快適な環境を提供

**安全**（避難・防災・防犯等）

- 安全に避難できるように考慮した避難、防災計画
- 災害時に求められる機能を計画に反映
- 自由な行動空間と防災・防犯性の確保との両立

### サイン

目で見える

触って感じる

耳で聞く

ピクトで  
わかる

UD導入の視点を踏まえ、当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。その際は次に示す「施設利用の可能性」や、「配慮すべき利用者の来訪の可能性」について十分検討を行います。

## ② 施設利用の可能性

当該建築物において、働く職員等も含め、全ての人が施設を利用する可能性を考えます。

### ポイント

- 地域開放の可能性
- 将来の用途変更の可能性
- 災害時における施設の役割

## ③ 配慮すべき利用者の来訪の可能性

当該建築物来訪する利用者の特性を把握します。また、他の要因で来訪が阻害されている利用希望者がいる場合、その要因が解消されることにより、来訪が可能となります。

### ポイント（来訪しない方の要因）

- 来訪の必要がないのか
- 施設が配慮されてないためなのか
- 来訪するための経路が整備されていないためか

#### ④ UD導入計画書【基本計画】の作成

上記の可能性を検討した上で、UD導入の視点を踏まえ（様式1）UD導入計画書【基本計画】に当該建築物におけるUDの基本的な方針を設定します。また、施設の規模や予算に影響のある諸室や設備については、後の設計段階では盛り込めなくなる場合があるため、基本計画の段階で確実に計画に反映させる必要があります。

<p><b>規模（延床面積）に影響のある諸室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援室</li> <li>○カームダウン・クールダウン室</li> <li>○屋根付き車椅子使用者用駐車場 等</li> </ul>	<p><b>予算に影響のある設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団補聴設備</li> <li>○音声案内設備</li> <li>○災害時において必要となる設備 等</li> </ul>
--	--

UD導入計画書【基本計画】の例（一部抜粋）

**規模と予算に影響のある諸室や設備を整理する**

UD導入の必要性	UD関連諸室・設備の設置の有無					
UD導入の必要性	UD関連諸室	有無	備考	UD関連設備	有無	備考
ユニバーサルデザインの考え方の導入について検討した結果、特定多数の高校生が使用する建物であるが、地域開放など、学校の運営が変更する可能性もあるため、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れることが必要であると判断した。費用面では限界があることから、人的対応も含めて、基本設計以降継続的に協議を行うこととした。	子育て支援室			集団補聴設備		
	カームダウン・クールダウン室	あり		音声案内設備	あり	体育館は視覚障害者の避難を考慮し、音声案内設備を導入する。
	屋根付き車椅子使用者用駐車場	あり	屋根付き車椅子使用者用駐車場は2台分とする。	デジタルライネージ等映像設備		
				窓口案内システム		

UD導入の方針		項目ごとのUD導入の方針
項目	UDの視点（主な抜粋）	項目ごとのUD導入の方針
移動空間【建物外部】	だれもが同一経路を通れる計画 分かりやすい経路や誘導	めれずに移動できる。・車椅子使用者が一人ですべての校舎に容易にアクセスできる。・体育館を避難所として運営することを念頭に置いた計画とする。
移動空間【建物内部】	分かりやすい空間構成・誘導 円滑な水平・垂直移動手段の確保	・車椅子使用者が一人ですべての利用居室にアクセスできる。・初めて来訪した人が目的の部屋に容易にアクセスできる見通しがよく、わかりやすい空間構成とする。 ・生徒が交錯しないようゆとりを持った幅員とする。
行為空間	施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮 トイレの機能分散の考え方	・生徒、教職員の交流を促すホールを計画する。・各校舎の1階トイレに車椅子使用者用便所とオストメイト用整備を有する便所を設置する。 ・体育館には車椅子使用者用便所（介助用ベッド含む）、男女共用便所、オストメイト用整備や乳幼児設備を有する便所を設置する。
情報	多角的方法による情報提供 単純明快で分かりやすい情報を提供	・体育館には音声案内設備を導入する。・ピクトグラムを活用し、単純明快な情報を提供する。特に初めての人でも目的の施設や部屋にたどり着くためにわかりやすいサインを目指す。 ・案内設備の文字情報は英語を併記する。
環境	身体感覚に配慮した快適な環境を提供 心理的影響に配慮した快適な環境を提供	・内装を木質化し温かみある空間とする。・十分な明るさを確保する。
安全	安全に避難できるように考慮した防災、避難計画 災害時に求められる機能を計画に反映	・体育館が災害時に避難所となった （し対策も考慮）
(追加項目欄)	(UDの視点を追加) 人的対応	・設計段階からハードでの対応と人的対応を整理しておく。

※基本計画を行わない場合や、基本計画で考え方の整理ができていない場合は基本設計の初期段階で、この計画書を活用し考え方を整理します。

## Step 2 現状の調査

Step2 では、設計者・発注者・施設管理者が、現場状況を利用者の視点に立って確認します。

現場では、段差の状況・出入り口の高低差を小さくすることが出来るかどうか、建物の配置では、敷地出入口が駅やバス停等の経路からわかりやすい位置に配置できるか、検討します。敷地出入口から建物入口・受付までの間の誘導もわかりやすく、段差を少なく、距離を短く配置するよう検討します。

また、視覚障害者誘導用ブロックは、曲がりが多いと方向感覚を失うため、直線に敷ける様に配慮し、建物入口・受付まで、安全な誘導を行うことも考慮します。

改修工事の場合は、既存建物の状況の把握が非常に重要です。後付されたサイン表示や注意喚起は、施設運営上、必要が生じて設置されたものです。こういった点を施設管理者等からのヒアリングで確認します。

### 改修時の現状確認の参考例

#### 後付けサインの例



利用者への配慮から、後付けされたサイン。利用者から見て、一番見やすい位置が扉だった。  
改修では、サインの設置場所を設計時から考慮したい。

#### 支柱の基礎がスロープ上に設置されている例



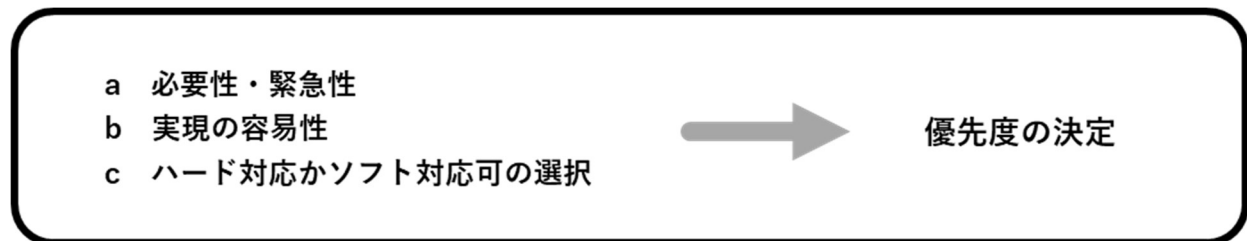
支柱の基礎がスロープ上に設置され、車椅子使用者の通行に危険である。支柱の基礎はつまづきやすいので、通路上には設置しない。

### Step 3 UD導入計画書【基本設計】の作成

Step 3 では、設計者と発注者が協力し、Step 1 と Step 2 の基本計画や現況調査を踏まえ、与条件を整理し、UD導入計画書【基本設計】を作成します。

#### ① UD与条件の整理

(様式 1) UD導入計画書【基本計画】でまとめた方針を基に当該建築物のUDの与条件を整理していきます。設計与条件に基づいて整備を行う際、どうしても制約がある場合は優先順位を決め、整理します。優先順位を決めるにあたっては、以下の視点で検討していきます。ただし、施設用途に応じた、使いやすさや経済効率等の観点からも再度検討し、与条件を整理することが大切です。



また、供用開始後に整備すると広範囲の改修につながるものや、施工が困難なものなどは、現設計で実施できないかどうか、発注者等と協議し、ライフサイクルコストを含めて検討した上で、実施できるものを選択していきます。

#### ② UD導入計画書【基本設計】の作成

設計者は、これまでの過程を踏まえ、第 2 章UDチェックリストに示す、(様式 2) UD導入計画書【基本設計】を作成します。

まず、様式 2 に、施設概要・施設のコンセプト・UDの関係者・UD導入の検討方法、課題点をあげ、建築物の部位等において、利用者ごとに検討した配慮項目を記入します。

また、UDの検討経緯欄は、打合せ等で、こういった経緯や主旨で設置されたのか、特にどんな点を配慮したのか等を記録し、後の工事変更等に対しても、UDの考え方が損なわれないようにしていきます。

UD導入計画書【基本設計】の例（一部抜粋）

与条件整理の視点が記載

UDの導入計画		利用者に検討した具体的配慮項目										UDの検討経緯
与条件の整理		a 必要性・緊急性 b 実現の容易性 c ハードソフト対応を検討 → 施設用途に応じた、使いやすさ・経済効果等の観点からも再検討 → 優先度を決定										
建築物の部位等	UDの視点(主な技術)	利用者に検討した具体的配慮項目										UDの検討経緯
		肢体	視覚	聴覚	内部機能	精神・知的	高齢者	こども 子連れ 妊婦	外国人	左記以外の人		
敷地出入口～ 建物入口	だれもが同一動線でわかりやすい誘導	段差解消・幅員確保 階段・スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 心音マーク	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員確保 階段・スロープを 同一経路に	サイン 外語表記	幅員・ゆとり	UDの導入にあたっては、設計者・施設管理者・生徒等と、学校で車椅子を走行させ、段差等の状況を確認し、段差の出入口で段差があるため、すべてを解消するには費用がかかりすぎる。このため、同一動線に歩行者が利用する箇所(土間)・階段・階段・段差等の出入口・各階をなるべく直下・直上・直下(トランジ)を中心に段差を解消することとした。また、学校の施設利用者の可能性として、生徒・教職員ほか、父母・地域開放で利用する近隣住民を含めて考え、普通教室以外が配慮されている一階・二階については、幅員・サイン等の誘導を行うこととした。		
駐車場・車路	車椅子使用者が最短距離で雨に濡れず建物入口へ誘導 駐車場内・車路の安全対策等、きめ細かな配慮を	専用駐車庫 歩車道分離 歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外語表記	歩車道分離	
階段・スロープ	階段・スロープを同一経路に 利用頻度を考えた幅員の構成 段差等の色相・明度又は彩度・仕上げの差に配慮	幅員確保 水平部の確保 脱輪防止	階段等に 段差ブロック 手すりに点字	-	手すり	-	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	-	明度差		
廊下	避難経路やEVがわかりやすくなるような工夫 廊下へ柱や扉等が飛び出さないよう配慮	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差による誘導	避難経路の 点滅サイン	-	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外語表記	サイン 扉の衝突防止		
エレベーター	障害者対応EVを最短距離でわかりやすい位置に	操作盤の高さ 鍵・手すり	音声・点字	電光表示	-	表示	操作盤の高さ・し やすさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示		
建物入口～ 受付・待合・窓口	受付・トイレ・階段・EVが建物入口から 快適な空間となるよう特性に応じた配慮	幅員確保 手すり 文字情報 点滅	文字情報 点滅	-	サイン	ゆとり 室内温度	ゆとり 室内温度	サイン	サイン	サイン		
各室出入口	出入りしやすい幅員や戸・出入り時の視界	引き戸(窓付)	-	扉(窓付)	-	サイン 色相	扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外語表記	サイン 扉(窓付)		
トイレ(全体計画)	車椅子使用者が利用しやすい機能を集約するだけでなく、 個別機能を備えた便所を適切に設置し、機能性を分散	車椅子使用者以外 にも大きな便 器を設置	音声	-	-	サイン	手すり設置	ヘッドチェア トイレ 手すり ドア	サイン	荷物置き場		
トイレ(便所内)	利用しやすい位置に設置・きめ細かな寸法等への配慮 左右の手すりの違いにも配慮	車椅子使用者 対応 介助用ベッド	ボーン、紙巻き等の 配慮 点字・音声 音声・点字 見やすい高さ	点滅 点滅	点滅 点滅	サイン	サイン	サイン	サイン 外語表記	ボーン、紙巻き等の 配慮 見やすい高さ		
サイン	「目で見ると、耳で聴くと、手で触ると」わかるサインを 色は文字やピクトを補助ものとして使用し、大きさとコントラストに配慮	見やすい高さ	音声・点字 見やすい高さ	点滅 点滅	点滅 点滅	サイン	サイン	サイン	サイン 外語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ		
避難	車椅子使用者などのため、一時避難待機場所の設置 避難経路の階段等の手すり設置等	一時待機場所 防火くくり	音声誘導	点滅 電光	点滅 電光	サイン	サイン	サイン	サイン 外語表記	音声 電光表示 外語表示		
(追加項目)	(UDの視点を追加)											

UDの視点を記載

利用者別にに応じた配慮点  
検討した項目を記入する

UDの計画の参考例

同一経路で入れる建物入口

計画では、敷地出入口までの交通手段を考え、建物出入口までの段差が生じない円滑な水平移動の確保を行います。段差が生じる場合は、だれもが同一経路で、階段・スロープを通り、建物入口まで誘導できるように配慮します。



だれもが同一動線で入れる建物入口例

だれもがわかる空間構成

空間構成は、サインに頼らないわかりやすさを心がけ、建物入口から移動空間であるEVやエスカレーター、階段、トイレなどをだれもが把握できる位置に配置します。サインは、設置場所を十分に検討しないと、せっかく設置しても、活用できません。



建物入口から入ると、シースルーEVとエスカレーターが一瞬にして見渡せる例 ※丸ビル

## Step 4 UDチェックリストを参考に実施設計

Step 4 では、第 2 章のUDチェックリストで確認しながら実施設計を行い、(様式 3) UD導入整備書【実施設計】に記入します。

### ① 建築物の空間・部位ごとのチェックリストで確認

チェックリストでは、移動空間【建物内部】【建物外部】・行為空間・情報(サイン)・環境・安全の大項目に分かれ、敷地内通路・階段等それぞれの必要なチェック項目が基本項目と検討項目に分かれて挙げられています。

**基本項目**：チェック項目のうち、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目です。都立建築物の多くは条例上の特定都市施設に該当し、その場合、基本的に遵守基準に適合させる必要があるため基本項目としています。

**検討項目**：基本項目以外のチェック項目です。条例では定めにくい定性的な項目が含まれており、できる限り設計に反映するよう検討します。打合せ等の中で検討漏れがないか設計者と発注者で確認を行ってください。

設計者は、各項目を確認しながら設計にあたっていきます。

※注意点として、チェックリストの位置づけは都立建築物を設計するうえで着目すべき項目となりますが、必ずしも適合を義務付けるものではありません。法令・条例の規定と重なる箇所は下線で表示していますが、すべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応が義務化される施設では、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等で確認をする必要があります。



チェックリストの例（一部抜粋）

2 行為空間			
⑥ トイレ			東京都福祉のまちづくり条例整備基準
- 2 トイレ【車椅子使用者用便房、男女共用便房】			努力 遵守 努力 寸法等 寸法等 寸法等
配置・扉	チェック	基本項目	
		車椅子使用者用便房を設ける。	○ ○ 1以上（男女区別がある場合はそれぞれ1以上）
		扉は開閉ボタン付の自動扉（引き戸）又は引き戸とする。	○ ○
	チェック	検討項目	
	機能や数は、建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し、適度に分散を図る。	- -	関連する各種法令・条例の基準寸法を確認する。
	検討し、反映できる項目にチェックする	車椅子使用者用便房を、車椅子使用者用便房とは別に設置することを検討する。設置にあたっては、男女とも抵抗なく使える配置とし、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等からの視線に配慮する。	- -

② チェック内容を図面や仕様で反映して設計

チェック内容を、発注図面や仕様書に詳細に反映し、施工者に示していきます。

③ UD導入整備書【実施設計】の作成

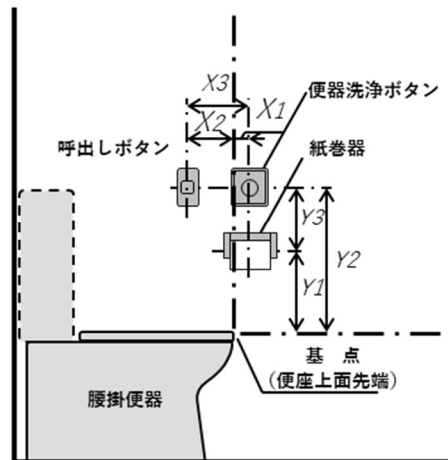
設計者は、実施設計完了時に、（様式 3）UD導入整備書【実施設計】に記入し、人的対応に頼る部分や今後、増築や改修が予測される箇所等を明確にします。

UDの計画の参考例

きめ細かな配慮

トイレブース内において、目の不自由な方は、紙巻器・洗浄ボタン、緊急押しボタンの位置が分からず、探すのに時間を要します。また、洗浄ボタンと緊急押しボタンの区別が分からず、誤操作することもあります。こういったことに配慮するため、あらかじめ、図の様に、配列を統一することもUDのひとつです。

（JIS規格 JIS S0026）



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X1: 便器前方へ 約0~100	Y1: 便器上方へ 約150~400	-
便器洗浄ボタン		Y2: 便器上方へ 約400~550	Y3: 約100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼び出しボタン	X2: 便器後方へ 約100~200		X3: 約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

## Step 5 工事

### ① 工事着手

発注者は、工事開始後、工事監理者へ（様式 2）UD 導入計画書【基本設計】、（様式 3）UD 導入整備書【実施設計】と UD チェックリストを引き継ぎます。

### ② 工事中

工事監理者は、工事変更をする際等、UD の考え方が損なわれないか、（様式 4）UD 導入整備書【工事】と UD チェックリストで確認します。

施工者は、サイン・スイッチ・操作盤の詳細部の施工図やモックアップ（実物大模型）を作成し、施設管理者・利用者等と設置位置・わかりやすさ・操作しやすさなどを確認していきます。




### ③ 工事完了

工事監理者は、工事完了時に、変更内容や引継ぎ事項を、（様式 4）UD 導入整備書【工事】に記入し、発注者に報告します。

### ④ 施設管理者への UD の引継

発注者・工事監理者は、（様式 1～4）UD 導入計画・整備書と UD チェックリストを施設管理者へ引継ぎ、人的対応が必要な箇所の説明を行います。

#### UD 工事施工の参考事例（視覚障害者誘導用ブロック）

良くない敷き方例	工夫されている例	良い敷き方例
		
視覚障害者は線状ブロックに従いまっすぐ歩き、方向転換する時には点状ブロックで停止し、方向を変換します。写真のように線状ブロックをまわされてしまうと、方向感覚を失ってしまいます。	JIS規格化される前の誘導ブロックですが、マンホールの蓋に線状ブロックを敷きこみ工夫が見られます。マンホールを避けられない場合の対応策と言えます。	マンホールを避け、誘導ブロックを敷きこんでます。インターロッキングとの明度差もはっきりしており、弱視の方にも配慮できています。

## **Step 6** UDの事後評価

Step6は、施設管理者へ建物を引継ぎし、一定期間経過後にUDの事後評価を行い、都立建築物の建設に携わった人たちのUDに対する知識の向上や今後の都立建築物整備に活かしていきます。

### 事後評価の実施時期・方法

事後評価は、かし検査時等を利用し、発注者・設計者・施工者・施設管理者・利用者等で行います。事後評価では下記の評価視点を参考に行い、評価コメントや今後の課題等を（様式5）UD導入事後評価書に記入します。

#### 評価視点

- 当初想定した利用形態と違ってないか
- サインが後付けされていないか
- 当初検討した利用者の行動特性に応じた配慮点の確認

## ユニバーサルデザインのスパイラルアップ

都立建築物へのUDを推進していく上では、Step1のUDの基本的考え方の整理から、Step6事後評価を行い、次の事業に反映させていくことが必要です。このスパイラルアップを行うことで、都立建築物全体のUDの導入を早めるほか、より利用者の視点を重視した質の高い建築物の整備が推進できます。

このためには、UDの考え方を導入した都立建築物のプロセスや事後評価等を集約し、できるだけ多くの情報をもとに、設計標準等にUDの考え方を取り入れます。

収集した情報をもとに、研修等を行いながら、UDのスパイラルアップにつなげていき、全ての人が平等に社会参加できる都立建築物の整備を行っていきます。

